

# 中宮寺文殊菩薩立像について

— 戒律と春日信仰 —

増田政史

はじめに

一、作品概要と鎌倉時代の中宮寺

(一) 作品概要

(二) 信如と鎌倉時代の中宮寺

二、納入品の経巻断簡について

(一) 内容の確認

(二) 他本との比較—大東急記念文庫本

(三) 聖徳太子由縁の梵網経

三、鎌倉時代における唐招提寺律

(一) 平安時代後期から鎌倉時代前期における南都の戒律復興

(二) 唐招提寺律—釈迦念仏と通受

四、図像表現の検討

(一) 立像の五髻文殊に関する先行研究

(二) 戒律と春日権現

(三) 信如と春日信仰

むすびにかえて

はじめに

奈良・中宮寺は、諸史料によれば聖徳太子が母・穴穂部間人皇女（用明天皇の皇后）のために建立した寺院と伝えられ、古代より聖徳太子及び穴穂部間人皇女由縁の寺院とされてきた<sup>(2)</sup>。しかし、『法隆寺別当次第』（南北朝時代頃成立）などの記録から、平安時代には塔や金堂の修理が行われるなど衰勢の様子が窺える。そして鎌倉時代に至ると、そのように寺勢が衰えつつあった中宮寺を同寺長老・信如（一二二一〜？）が文永年間（一二六四〜七四）に再興したという<sup>(3)</sup>。

その文永年間の再興活動が行われていたなかで造像された文殊菩薩立像（以下、本像）（図版一、挿図1〜2）は、納入品の銘文により、文永六年（一二六九）信如発願による造像と考えられている<sup>(4)</sup>。その材質が類例少ない紙製の像としてつとに知られており、江戸時代の史料である『伽藍本尊靈宝目録』の中宮寺の箇所には「児文殊、御長壹尺八寸、太子の御作。用明天皇推古天皇間人皇女等の御手跡の紙にて張造り給ふ。」と、伝承を含むものの本像を指すとみられる記述のなかで紙製であることが記される<sup>(5)</sup>。

本論ではまず、約十件にのぼる経典や法会次第等の納入品のうち、とくに「中宮寺本経也」の墨書がある版本の経巻断簡を取り上げ、この経典の検討を通じて主に教義面の背景について論じていく。あわせて本像の図像が立像の五髻文殊であることに着目し、その図像表現の採用意図について考えてみたい。

## 一、作品概要と鎌倉時代の中宮寺

### (一) 作品概要

はじめに、本像の基本情報を述べておく。<sup>(6)</sup>

像高五二・二cm。形状は、頭部に五つの髻を結び上げ、いわゆる五髻文殊の形式である。服制は、条帛及び天衣をかけ、折り返し付きの裙を帯でとめて腰布を着けている。両手を屈臂して前に出し、左手は掌を上に向けて経巻を握り、右手は三鈷剣を執る。両足をやや開いて立つ。

本像の材質は先述の通り紙製である。中世以前に遡る紙製の造像作例は極めて稀だが近世ではいくつか知られ、その多くは女性が発願ないし関係する造仏であることから、尼僧・信如の発願とされる本像はその嚆矢といえよう。他に、奈良・成福寺聖徳太子立像は十三世紀の木造作例であるものの袈裟紐を紙製とする珍しいつくりで、中宮寺との地理的な近さも相俟って、本像との関連の可能性が指摘されている。<sup>(7)</sup> また造像年代は不詳ながら、尼寺である奈良・法華寺の横笛坐像も紙製の作例の一つとして注目される。<sup>(8)</sup>

次に構造だが、本像は昭和十四～十五年（一九三九～四〇）頃に菅原安男氏及び明珍恒男氏によって施された修理の際に、像の基本構造を成していた経巻や文書類が内部から取り出され、<sup>(9)</sup> 現在、像本体とは別にまとめて保管されている。そのため造像当初の構造については、菅原安男氏所蔵の修理説明

挿図1 文殊菩薩立像 全身 奈良 中宮寺蔵

挿図2 同 頭部

図解をもとに佐藤昭夫氏がまとめた記述や図解(挿図3)に従うこととする。<sup>(10)</sup>

A・Bの卷子本を上下にしたものを芯にしてCの折本及び冊子本を背中から巻き、これを体部全体の芯とする。その上にGの竹篋を挿し、その上端につけたD・Eの紙片を頭部の芯とする。両胸部には、Hの仏舍利を紙片に包んでさらに金襴の裂に包んだものを納めて胸の張りをつくる。Fの紙片を左腕の芯とする。このように基本の骨格を構成した上から全体に反古紙を貼り、表面に近い部分には白紙を貼り付けて成形し、像表面の全体を漆で塗り固めている。目には玉眼を嵌入している。昭和の修理時に経巻類を取り出した後、頭頂から像底に至る木製の心柱を入れ、頭部を中心に金属の薄片を埋め込んだといい、像底は木製の新造である。しかし像全体が漆で覆われているため、現在の内部構造は確認することができない。<sup>(11)</sup>ただし、細部については別置された断片からわずかながらに垣間見ることが出来る。例えば、面部正面の内側部分とみられる断片(挿図4)は紙を何重にも貼り重ねていることが分かり、さらに表面に近い部分と思われる面部正面の下半分(挿図5)は変色しているものの、鼻や口を成形している。さらに、足先及び裙裾部分(挿

図6)も紙を貼り重ねて形づくっていることが分かり、非常に時間と労力をかけた造像であったとみられる。

保存状態をみると、現状の表面は麻布を貼り、漆を塗って固めている。こ

挿図4 断片(文殊菩薩立像付属品のうち)  
奈良 中宮寺蔵

挿図5 同

挿図3 文殊菩薩像納入品旧納置状況(『大和古寺大観』一 法起寺 法輪寺 中宮寺、岩波書店、1977年、67頁より転載)

挿図6 同

の表面の仕上げの時期について、菅原安男氏は造像後十年程度とし<sup>(12)</sup>、佐藤昭夫氏も数十年のうちに行われた中古修理時の仕様とみている<sup>(13)</sup>。ただし、着衣部分に目を転じると、塗り固めた漆の上に施される彩色や截金の文様は非常に鮮やかで、これがいつの時代のものかは改めて検討する必要がある。他に、五つの髻のうち左前方を除く四つ、正面の帯、像底の板、両持物、光背、台座が後補とされる。

そして、基本構造を成していた経巻や文書類を分類すると約十件にのぼり、その内容は以下に掲げる通り、経典や法会次第、消息等である。

- 一、金剛界略次第
- 二、法華経冊子二冊（「如来寿量品」及び「薬王菩薩本事品」）
- 三、不空罽索法次第
- 四、施餓鬼法
- 五、大般若経断簡（「中宮寺本経也」の墨書がある）
- 六、具注曆断簡
- 七、消息二通
- 八、消息断片
- 九、経卷等断片
- 十、舍利包紙二枚（願文及び年紀を各表裏に墨書する）

これらの納入品のうち、納入品五の版本大般若経断簡に「中宮寺本経也」という墨書があり、納入品七の消息にも中宮寺の名がみえることから、本像が中宮寺ないしその周辺で造像されたことが認められる。さらに納入品十の舍利包紙の裏（挿図7）に記された「ふんえい／六ねん／七月十二日／信□」

挿図7 舍利包紙（文殊菩薩立像納入品のうち）部分 奈良 中宮寺蔵

（／は改行位置）という文言から文永六年の造像と考えられている。また最後の二文字は人名と思われ、一文字目が「信」、二文字目が判読不能で、これが「如」ないし「加」と読める。これを「如」と読んだ場合、この二文字は「信如」ということになり、当時、中宮寺長老を務めていた信如を指すことが、現在、大方の支持を得ている。信如については後述するが、先行研究では本像の造像が中宮寺の文永年間再興時における信如の作善の一つであったと指摘されている<sup>(14)</sup>。

挿図8 消息二通のうちの一通の冒頭部分（挿図8）には、「中宮寺の塔のふたを法花寺の忍観房のさたにて／あまかさきの妙阿ミタ仏のもとへ／（後略）」（／は改行位置）と、消息の内容を示す文言が記される。法華寺（法花寺）の忍観房とは、奈良・西大寺の観尊（一一〇一〜九〇）が授戒した法華寺の十六人の尼僧のうちの忍観房真恵（一二二八〜一三〇四）のことと思われる。円鏡撰『法華滅罪寺縁起』（嘉元二年（一一三〇）成立）には、その

（後略）」（／は改行位置）と、消息の内容を示す文言が記される。法華寺（法花寺）の忍観房とは、奈良・西大寺の観尊（一一〇一〜九〇）が授戒した法華寺の十六人の尼僧のうちの忍観房真恵（一二二八〜一三〇四）のことと思われる。円鏡撰『法華滅罪寺縁起』（嘉元二年（一一三〇）成立）には、その

十六人の尼が列記されており、十番目に「真恵比丘尼、忍観房、法華寺第七番長老、律法棟梁。「嘉元二年十月廿五日未時阿字観にて往生。」と記されている。<sup>(15)</sup>法華寺は鎌倉時代に叡尊によって再興された寺院だが、室町時代成立とされる聖誉撰『聖誉鈔』下に、「信如房、法花寺正法寺中宮寺の三ヶ寺の長老にて、信如長老とよはれ玉けり。」と記され、<sup>(16)</sup>信如が中宮寺の他に法華寺及び正法寺の長老も務めていたことは見過ごせない。松尾剛次氏が指摘したように、信如が長老を務めた正法寺の尼衆の本法受戒が弘安八年（一二八五）に法華寺で行われ（『招提千歳伝記』巻下之二「旧事篇」）、そのとき、「法華真恵、和上として」参加したという。<sup>(18)</sup>つまり、法華寺尼僧・真恵との交流があった人物を中宮寺周辺で考えるとき、信如である可能性は高いのではないだろうか。

## (二) 信如と鎌倉時代の中宮寺

### i. 信如と中宮寺

ここで、本像の発願者とされる信如の中宮寺における行実に及んでおく。信如の中宮寺長老着任は西大寺の叡尊の推挙によるものであったという。すなわち、『正法輪蔵』（元応二年（一二三〇）頃成立）所収の「天寿国曼陀羅出現」によれば、文永年間に叡尊の甥・惣持が中宮寺に参籠し仏閣建立の祈請をした時に聖徳太子より夢告を受け、それは中宮寺を比丘尼によって興行させよという内容であった。惣持が夢告のことを叡尊に相談したところ、「戒行第一」とされた信如を長老に推挙したという。<sup>(19)</sup>

もとより、信如はそれ以前にも中宮寺に深く関わっていたようで、弘長二年（一二六二）に中宮寺の年中行事を定めた中宮寺蔵『靈鷲山院年中行事』をまとめている。そのなかの毎月仏事の項には、「南山御月忌」（三日）、「解

脱上人御月忌」（同）、「鑑真大和尚御月忌」（六日）、「舍利供養先師和上月忌」（十九日）が含まれていることは見過ごせない。これらの月忌の四人の人物たちはそれぞれ、唐代の南山律宗の開祖・道宣（五九六～六六七）、奈良・興福寺において戒律の復興に努めた貞慶（一一五五～一二二三）、奈良時代に来日した日本の律宗の祖・鑑真（六八八～七六三）、信如に授戒した奈良・唐招提寺の覚盛（一一九三～一二四九）である。すなわち、中宮寺の年中行事に律宗の高僧の月忌が含まれていることから、中宮寺では信如によって戒律が重視されていたことが窺えよう。<sup>(20)</sup>

さて、信如による中宮寺再興において最も大きな出来事は、奈良・法隆寺の綱封蔵から天寿国繡帳を発見したことであろう。ここでは『聖誉鈔』等によって、簡略にその経緯を以下に示しておく。

文永年間、中宮寺長老であった信如は、退廃していた中宮寺を再興するにあたり、聖徳太子の母・穴穂部間人皇女の忌日を知ることを願い、毎年二月十五日から二十二日までの八昼夜、釈迦念仏を唱えた。そして、文永十年（一二七三）同法の比丘尼が法隆寺綱封蔵に納められている曼荼羅にその忌日が記されているという夢告を受ける。ただし、綱封蔵は勅許がなければ開扉することができなかつたため、すぐに蔵内を確認することは叶わなかつた。しかし翌年の文永十一年に、法隆寺綱封蔵へ盗人が入った。後日、法隆寺の僧が蔵内を確認するにあたり、信如及び同法の比丘尼も蔵へ入ることを許され、ついに曼荼羅すなわち天寿国繡帳をみつけたという。このことから、信如が中宮寺再興にあたり、聖徳太子や穴穂部間人皇女への熱心な信仰を有していたことが分かる。<sup>(21)</sup>

以上のように、当時の中宮寺においては、戒律重視の姿勢及び聖徳太子や穴穂部間人皇女への熱心な信仰があったとみなすことができる。

## ii. 信如と興福寺僧

信如の初期の状況については、『聖誉鈔』下に次のように記される(返り点等筆者)。

天寿国曼陀羅裏書云、寧楽宮興福寺辺慈性院内、有比丘尼信如、頃歳<sup>ニ</sup>発中宮寺修造之弘願<sup>ヲ</sup>、

信如は興福寺の辺の慈性院に住んでいたという。信如は後年、奈良時代の写経に加点を施しており、そのヲコト点の形式が興福寺喜多院点であることから、興福寺の教学圏内で修学していたと考えられる。

次に、信如に関する重要な人物たちを整理しておく。ここでは、血脈及び法脈の観点から、璋円、信円、覚盛を対象とする。

まず璋円は『聖誉鈔』下に「笠置の解脱上人の御弟子に四人の上足あり。覚遍、円玄、良算、璋円。(中略)璋円は西座党なり。璋円は落墮し御す。少輔の得業と申しけり。」<sup>(24)</sup>「少輔得業の女を出家せしめて、大尼の戒を受けしめ、信如房と名づけ玉けり。」<sup>(25)</sup>とあることから、少輔得業と呼ばれた興福寺僧で、信如の父であったことが分かる。また『法隆寺別当次第』によれば、嘉祿三年(一一二七)の義疏談義の読師及び講師や、嘉禎二年(一一三六)の万灯会ならびに五百七十坏供養の講師、とくに天福二年(一一三四)の上宮王院太子御影安置供養の導師をそれぞれ務めており、法隆寺に関係のある人物であったことが確認できる。もとより、当時の法隆寺は興福寺の支配を強く受けて運営されていたと指摘されること<sup>(27)</sup>から、璋円が法隆寺の法会や儀式へ参加していたことは当然のことであったと考えられる。

次に信如の師である信円(一一五三～一一二四)についてである。叡尊作『金

剛仏子叡尊感身学正記』(弘安八年～九年(一一八五～八六)成立。以下、『感身学正記』に「一人の女房あり。菩提山是阿弥陀の弟子として幽贊を学ぶ。

今の中宮寺の信如房これなり。」と、信如の師資関係が記されている。<sup>(28)</sup>この「菩提山是阿弥陀」とは奈良の菩提山正暦寺を中興した信円である。<sup>(29)</sup>信円は興福寺僧であり、藤原忠通の子息で異母兄弟に九条兼実や撰政関白を務めた基房

がいるなど、興福寺のなかでも貴種中の貴種であったとされる。<sup>(30)</sup>さらに興福寺内での役職をみると、平重衡による南都焼討ち後の治承五年(一一八二)から文治五年(一一八九)に別当を務めたことから、興福寺再建の責務を担った重要な人物であったことが分かる。<sup>(31)</sup>

そして最後に、唐招提寺を拠点に戒律復興を行い、信如へ授戒した覚盛については、『招提千歳伝記』巻上之「伝律篇」に以下のように記されている(返り点等筆者)。<sup>(32)</sup>

菩薩諱覚盛、字称学律、亦自号窮情、和州服郷人也、姓氏未詳、降誕于建久四年、其日奇瑞太多、(中略)建暦二年、解脱講師為興律、<sup>フコト</sup>人、如<sup>クナリ</sup>沙中<sup>ヨリスルガ</sup>陶<sup>ヲ</sup>金<sup>ヲ</sup>、乃集<sup>チメ</sup>秀倫<sup>ヲ</sup>二十人、<sup>イテ</sup>常喜院、<sup>ヲ</sup>専令<sup>ラム</sup>習<sup>セ</sup>律教、師亦随<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>数、時年二十歳也、<sup>ト</sup>齡雖<sup>ド</sup>最少、<sup>ニシテ</sup>恵観<sup>ニ</sup>絶倫、<sup>ニシテ</sup>曾無<sup>シ</sup>相並、

覚盛は若年の頃、建暦二年(一一二二)に貞慶が戒律興行のため興福寺内に建立した常喜院で律を学んだという。周知の如く、覚盛は嘉禎二年(一一三六)に叡尊らとともに東大寺戒壇院において自誓受戒し、寛元二年(一一二四)に唐招提寺に入って戒律復興を進める(『感身学正記』)。ちなみに、覚盛は寛元元年(一一二四)から宝治元年(一一四七)にかけて興福寺常喜院

にて律宗經典である四分戒本及び梵網經を含むいわゆる『覺盛願經』を書写している。すなわち、唐招提寺入寺前後も興福寺にて律宗再興の願いを込めた行実が認められるのである。<sup>(33)</sup>

以上のように信如の血脈及び法脈を確認すると、いずれも興福寺僧であることが分かる。信如が興福寺の教学圏内で学んでいたことも相俟って、信如の教学及び信仰の基盤は興福寺にあったとみなしてよいだろう。

## 二、納入品の経巻断簡について

### (一) 内容の確認

本像の納入品のうちに「中宮寺本經也」の墨書を有する経巻断簡（以下、本断簡）（図版二（a）、挿図9）が含まれる。これまでの研究史上、等閑視されてきた史料ではあるが、当時の中宮寺での信仰状況及び本像の造像背景を知る上で重要なものと思われる。そこで本断簡を手掛かりとして、本像の教義面の背景を探っていききたい。

本断簡の法量は縦二六・八cm。本紙は三紙継ぎで、横第一紙が一・八cm、第二紙が四八・二cm、第三紙が一七・七cmである。ただし、第一紙目の前方及び第三紙目の後方がそれぞれ断ち切られて当初の長さよりも短くなっており、第二紙目の横の法量が本来の一紙分の長さと考えられる。<sup>(34)</sup>黄蘗染めの楮紙に墨摺りした版本で、一行十七字からなり、字高は二一・四cmである。全体的に破損が幾分認められるものの、全体の文章を確認し得る程度には状態が保たれている。第三紙目のあとに継がれる素紙に「中宮寺本經也」（挿図10）と墨書されていることから、本断簡の經典内容が中宮寺の宗旨や教義の根本とされていたと考えられるだろう。<sup>(35)</sup>

さて、本断簡は佐藤昭夫氏によって『大般若經』の断簡と紹介されて以

挿図9 経巻断簡（文殊菩薩立像納入品のうち） 奈良 中宮寺蔵

降、踏襲されてきた。『大般若經』とは玄奘三蔵（六〇二〜六六四）訳『大般若波羅蜜多經』<sup>(37)</sup>のことで、日本において広く用いられてきた經典である。しかしながら、本断簡の文言を『大般若經』や他の經典類に照らし合わせたところ、『大般若經』ではなく、『梵網經』巻上の当該箇所一致を確認し得た（表1）。表1には本断簡の影印及び翻刻を、『大正新脩大藏經』所収本（以下、大藏經所収本）と比較するかたちで掲載した。行数は便宜上、本断簡の現存箇所のみ冒頭を一行目とし、以降、順次割り当てている。

『梵網經』は、『梵網經盧舍那仏説菩薩心地戒品第十』、『菩薩戒經』、『梵網菩薩戒經』ともいい、菩薩の守るべき戒すなわち菩薩戒を説く經典である。<sup>(38)</sup>五世紀後半頃に中国で成立した偽經とされるものの、日本へは既に天平五年（七三三）には伝わっていたとされ、<sup>(40)</sup>中国及び日本において戒律の根本經典として重視されてきた歴史がある。

本断簡の現存箇所のみと比較となる

が、大蔵経所収本と比べると多少の語句の出入りはあるものの、両者が同一の経典であることは明らかである。ちなみに『梵網経』の現存遺例に関する詳細な研究をされた船山徹氏は、『梵網経』は文字の相違が異例といつてよいほど極めて多いと指摘しており、この出入りの数は許容し得るとみてよい。本論において、これまで『大般若経』の断簡とされてきた本断簡が、『梵網経』の断簡であることを提示したい。

挿図10 同 奥書

(二) 他本との比較—大東急記念文庫本  
本断簡が書き写した写経ではなく版木を摺り写した版経であることを思うとき、必然と他本の存在が想起される。そこで次に、現存する鎌倉時代の版本梵網経との比較を試みていきたい。

鎌倉時代に開版ないし摺写された版本の梵網経の現存遺例は極めて少ない。さらに年紀を有するものは、東京・大東急記念文庫本(承久二年(一二二〇)の刊記)、大英図書館本(正応三年(一二九〇)の識語)、ニューヨーク市立図書館スペンサーコレクション本(宝治二年(一二四八)刊)、国立国会図書館本(元亨元年(一二三二)の識語)など数点に過ぎない。これらのうち、本断簡と形状(卷子本)、一行の字数(十七字)、卷(卷上)が同様のものを探すと、比較に適したものは大東急記念文庫本となる。<sup>(43)</sup>

大東急記念文庫本梵網経(図版二(b)、挿図11)<sup>(44)</sup>は、上下の二巻から構成されるが、卷上と卷下は書体の年代に差があり当初は別本だったようで、ここでは比較対象である卷上のみを取り上げる(以下、大東急本。本論ではとくに断りのない限り、卷上を指すこととする)。卷上の法量は縦二六・三cm。本紙は二一紙継ぎ。磬水引きの斐紙に文字を墨摺りする。折本の形跡は認められず、当初より現状の仕立てと同じく卷子本であったとみられる。書式は一行十七字、字高は二一・二cmから二一・四cmである。

卷頭(挿図12)に「梵網経序」の題名と本文が記され、さらに「梵網経盧舍那仏説菩薩心地品第十」の題名に続いて本文が始まる。

卷末(挿図13)には墨摺りの刊記及び朱書きの識語があり、以下に掲げる(返り点等筆者)。

(本文末及び刊記)

校合太子御

梵網経菩薩心地品卷上

本彫此経了

承久二年<sup>庚辰</sup>四月日仏子乘願当<sup>三</sup>悲

母<sup>ノ</sup>十三年<sup>ニ</sup>自力不堪<sup>ハ</sup>故勸<sup>ニ</sup>進有縁<sup>ノ</sup>衆<sup>一</sup>  
終<sup>スル</sup>此功<sup>ノ</sup>者也願<sup>ハクハ</sup>結縁<sup>ノ</sup>人為<sup>レ</sup>始不<sup>レ</sup>漏<sup>ラ</sup>二<sup>一</sup>

切衆生<sup>ヲ</sup>令<sup>レ</sup>至<sup>ラ</sup>無上妙果<sup>ニ</sup>矣

(識語)

法隆寺西室夏前講用

表1 『禪經』語句比較表

<p>【中宮寺本（文殊菩薩立像納入品のうち）（影印）】</p>	<p>40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1</p>
<p>【中宮寺本文殊菩薩立像納入品のうち】 （筆者翻刻）</p>	<p>際二緣中生覺為 重所緣得刀杖及身 重故苦苦次受行覺二心緣向 中生苦覺故名為壞苦緣是以三覺因第 三心故為苦苦一切有心衆生是三 起無量苦惱因緣故我於是中入教化道 味現一切色身於六道中十種弁才說諸 法門謂苦識苦緣刀杖緣具苦識行身創腫 發壞內外觸中或不具二緣中生識 作識受觸識名為苦識行二緣故心心緣色 心觸觸惱受煩毒時苦苦心緣識初在根 覺緣名為苦覺心作心受觸識覺觸未受煩 毒時是名行苦隨運如斲石火於身心 念念生滅身散壞變幻識入壞緣緣集散 心苦心惱受念後緣保圍心不捨是為壞 苦三界一切苦諸復顯明集無量心作一 切業相續相連習因集因名為集顯正見解 脫空空智道心心以智道道諸尽有果報 尽有因清淨一照体隨滅一識盡品 具足名根一切慧性觀是初善根第 二觀捨一切貪著平等空捨無緣而 觀諸法空際一切十方地土皆 吾昔身所用故土四溟水是我故所用水 一切劫火是我國所用風輪是 吾故所用氣我今人中法身滿足捨吾 故身畢竟不受四段不淨故身是為捨 品具足第三次觀於所化一切衆生與人天 衆十地衆離十惡長園妙園三昧衆乃至 仏衆如是觀者慈品具足菩薩爾時住是地 中無癡無貪無瞋人平等一諦智一切行本 遊仏一切世界現化無量法身如一切衆生 天華品說 若仏子善提薩埵光明体性地以三昧解了 智知三世一切仏法門十二法品名味句重 誦記別直語偈不請説戒律譬喩仏界苦事 方正未嘗有談説是法体性名一義別是名 味句中説一切有為法分受生初入識胎 四大增長色心名六住於根中起寔覺未別 苦染名觸識又覺苦染識名三受連連覺著 受無窮已欲我見取善惡有識初名生識</p>
<p>【大正新脩大藏經】所収本 （大正新脩大藏經）24-1000-1-2</p>	<p>※旧字体は新字体に改めた。傍点部は語句が異なる箇所。</p>

挿図 11 梵網經 卷上 (二巻のうち) 文中 東京 大東急記念文庫蔵

刊記によれば、承久二年四月に乘願という人物が亡き母の十三回忌にあたり、自らの力では足りず縁ある人に勧進を募った。そして結縁した人々や一切の衆生が漏れることなく悟りを得ることを願っている。乗願なる人物の詳細は知られないが、大東急本の摺り写しはこのときに行われたものとみてよい。また、刊記のあとに「法隆寺西室夏前講用」の識語があることから、法隆寺伝来の品であることが分かる。<sup>(46)</sup>

挿図 12 同 巻頭

大東急本が法隆寺から寺外に出た時期は明らかではないが、その後、和田維四郎氏(一八五六―一九二〇)の所有に帰することとなった。和田氏は鉞物学や書誌学を専門とした研究者で、また数多くの古典籍を蒐集していたことで知られる。東京大学史料編纂所には大東急本の刊記箇所(台紙付き紙焼き写真が所蔵されており、台紙の表面に「和田維四郎氏蔵」と記され、裏面に「大正六年十二月四日」の日付の押印がある。すなわち、この時点では大東急本は和田氏の所蔵であったと考えられる。和田氏は大正年間(一九一二―二五)に久原鉞業社主・久原房之助氏と三菱財閥の岩崎久弥氏の両氏に自身が集めた書籍を配分し、現在、久原氏は久原文庫として大東急記念文庫に、岩崎氏分は岩崎文庫として東京・東洋文庫にそれぞれ所蔵されている。<sup>(47)</sup>大東急本はこのとき久原文庫に含まれたようだ。久原文庫は大正七年(一九一八)に東京より京都に移され、一時所有者の名義が久原氏親類の藤田政輔

挿図 13 同 巻末

氏にかわり、「古粹堂文庫」のラベルが貼られた。<sup>(48)</sup>そして、昭和二十三年（一九四八）に五島慶太氏が一括購入した久原文庫は大東急記念文庫の所蔵資料となったため、大東急本も現所蔵に至っている。

それでは本断簡と大東急本の両本を比較していこう。まず字高がともに二一・四cmで一致している。先に大東急本の字高は二一・二cmから二一・四cmと幅があるとしたが、本断簡に該当する箇所は二一・四cmのため、やはり同じである。

次に語句を比べていく。紙幅の都合上、全文を逐一比較することは控え、前掲表1の大蔵経所収本と異なる箇所を以下に列挙する（対象となる文字の位置をアラビア数字を用いて「(行数―列数)」で表記した）。

「重」(2―1) 大蔵経所収本では「覚」となっている。

「苦苦」(5―5) 大蔵経所収本では「苦」が三つではなく二つのみで「苦苦」となっている。

「説説」(7―15) 大蔵経所収本では「説」が二つではなく一つのみであり、「説」となっている。

「保」(15―9) 大蔵経所収本では「染」となっている。

「識」(19―15) 大蔵経所収本では「諦」となっている。

「切相」(22―7) 大蔵経所収本では「想」となっている。

「所用水」(23―15) 大蔵経所収本では「水」となっている。

「段」(26―10) 大蔵経所収本では「段」となっている。

「戒律」(35―10) 大蔵経所収本では「律戒」となっている。

「一義」(36―13) 大蔵経所収本では「第一義」となっている。

「以」(40―4) 大蔵経所収本では「已」となっている。

これらの大蔵経所収本との相違箇所を対象に本断簡と大東急本の両本を比較すると、両本はすべて一致していることが確認できる。先述した通り、『梵網経』は諸本によって語句の相違が極めて多いと指摘されている<sup>(49)</sup>ことを思うとき、両本の底本が同一であるとみなしてよいであろう。

さて、次に両本の書体をみていく。こちらもすべてを比較する際は避け、画数の多い語句や特徴がみられる語句を中心に取り上げる（表2）（対象となる文字の位置をアラビア数字を用いて「(行数―列数)」で表記した）。

「覚」(4―4) 八・九画目（「目」の内部の横線二本）の終わりが七画目の縦線（「目」の左の縦線）と接していない。

「創」(8―16) 五・六画目の入りが七画目から飛び出ており、「君」のようにみえるほどである。

「名」(12―3) 二画目が左方に大きく突き出ている。

「為」(15―16) 六・九画目の四つの点がそれぞれ独立せずにつながっており、横線一本のようになっている。

「業」(17―2) 上部が草冠のようになっている。

「際」(22―5) 九画目の払いが右に大きく延び、十二画目の入りが深い。

「乃」(28―16) 一画目の入りが深く、二画目の入りは一画目の入りの上方より始まる。

「貪」(30―5) 三・四画目が「ラ」とならず点を三つ打ったような形になっている。

「了」(33―17) 一画目の入りが深いため二面に分かれているように見え、二画目のはねの根元が大ぶりである。

表2 『梵網經』書体比較表

大東急 記念文庫本	中宮寺本 (文殊菩薩 立像納入品 のうち)	「寛」〔4-4〕	「創」〔8-16〕	「名」〔12-3〕	「為」〔15-16〕	「業」〔17-2〕	「際」〔22-5〕	「乃」〔28-16〕	「貪」〔30-5〕	「了」〔33-17〕	「善」〔40-10〕
--------------	--------------------------------	----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	------------	-----------	------------	------------

※対象となる文字の位置はアラビア数字を用いて、「(行数-列数)」で表記した。

「善」(40-10) 五画目が省略され、また六画目の終筆が九画目に接さず七画目と同化している。

以上、本断簡と大東急本との書体を比較してみたところ、極めて酷似していることを確認できた。先に検討した字高及び語句の一致を踏まえると、両本ともに同一の版木から摺り写されたとみてよいだろう。<sup>(50)</sup>

ちなみに、鎌倉時代には各寺院で経典類の開版事業が行われていたことが諸先行研究によって知られる。<sup>(51)</sup> 大東急本は識語に法隆寺とあることから法隆寺で開版した法隆寺版とする先行研究が多い一方、その書体から春日版とみなす研究もある。春日版とは興福寺で開版された版経のことで、奈良・春日大社に奉納することが多かったことから、明治時代以降、春日版と呼称されるようになった。<sup>(52)</sup> 本断簡及び大東急本の書体は春日版に近似しているといえよう。もとより、春日版の基礎研究を築いた大屋徳城氏の説に従えば、春日版は他の寺院の開版への影響が大きく書体が酷似するため、その違いを判断することは困難といわざるを得ない。<sup>(53)</sup>

(三) 聖徳太子由縁の梵網經

ここで本断簡及び大東急本の底本を考えると、大東急本の刊記にある「太子御本に校合し、此の經を彫り了んぬ。」という文言に注目したい。木宮泰彦氏はこの文言から大東急本が「今帝室御物たる太子御本の梵網經によつて校合したもの」と指摘している。<sup>(54)</sup> 帝室つまり現在の東京国立博物館の法隆寺献納宝物のうち、紺紙金泥の梵網經(列品番号N-13。九世紀頃作。以下、東博本) (挿図14) を指すと考えられる。ちなみに、東博本には聖徳太子が自らの手の皮を剥いで題箋にしたとの伝承がある点も興味深い。

法隆寺における太子由縁の梵網經は、既に平安時代の大江親通(?-?-一五二)作『七大寺巡礼私記』で「金泥梵網經二卷」として言及されている。<sup>(55)</sup> さらに鎌倉時代には法隆寺僧・顕真が聖徳太子や法隆寺の縁起を記した『聖徳太子伝私記』(別名『古今目錄抄』。上巻は嘉禎四年(一二三三)成立、下巻は延応(寛元年間(一二三九-四六)成立)<sup>(56)</sup> の上巻にも、「次御舍利殿の内に種々の宝物在り。(中略) 次梵網經二卷は御手の皮を押し、此の上に上下外題を書き給ふ。此の外題を拝見するの人は三悪趣の門を閉せるなり。」と記されている。<sup>(57)</sup>

ことに鎌倉時代にあつては、この太子由縁の梵網經が重要視されていた様

子が『法隆寺別当次第』の以下の記事から窺える（返り点等筆者）。

弘長元年辛酉九月四日、後嵯峨太政天皇当寺御行在<sub>レ</sub>之、（中略）御舍利堂三人預皆出仕、一臘弘弁得業者座<sub>ス</sub>、法服平袈裟、二臘鈍色五條、御舍利等子細被<sub>レ</sub>申、三臘財物出<sub>シテ</sub>、二臘請<sub>ケテ</sub>取事次第被<sub>レ</sub>申、梵網經殊<sub>ニ</sub>御隨喜、総<sub>テ</sub>一切事、御歎徳在<sub>レ</sub>之、申尅還御、從<sub>リ</sub>御舍利殿下<sub>リ</sub>給、

すなわち、弘長元年（一二二一）に後嵯峨上皇の法隆寺御幸が行われた際、上皇は御舍利殿に所在する梵網經を「殊に御隨喜」されたという。平岡定海氏はこの太子由縁の梵網經が当時の聖徳太子信仰の中心であったと指摘している。<sup>(59)</sup>

このように、当時、法隆寺の太子由縁の梵網經は広く知られており、聖徳太子信仰の中心ともいえるほどの寺宝であった。ちなみに、信如が法隆寺綱封蔵から発見した天寿国繡帳の模本の完成供養にあたり、天台宗僧・定円に作成を依頼した『太子曼荼羅講式』（建治元年（一二七五）成立）には、「兩指の皮を剥ぎて梵網の題目を書し、一足の跡を留めて、釈教の存亡を表す。」と記されている。<sup>(60)</sup>手の皮ではなく指の皮としている点は注意を要するが、信如自身もこの梵網經の存在を意識していたことだろう。

以上のことから、大東急本の本文末に記される「太子御本」とは、法隆寺から伝来した聖徳太子由縁の東博本またはその類本と考えられ、それが本断簡及び大東急本の版木の底本であったと想定される。ここで、中宮寺が太子創建の伝承をもつ寺院であることを思い起こせば、太子由縁の梵網經を底本とした本断簡を本像に納入したことは由緒あるものと認め得る。

次に、『梵網經』の教義そのものが中宮寺にとってどのような位置にあっ

挿図 14 梵網經 (N-13) 卷上 (二卷のうち) 文中 東京国立博物館蔵

たか探ってみたい。中宮寺に現存する史料に着目すると次の二点が注目される。まず一つ目は先に言及した『靈鷲山院年中行事』であり、そのなかの毎月仏事のうち十五日と晦日にそれぞれ梵網布薩、すなわち『梵網經』に基づく罪過の懺悔を行うことが定められている。

二つ目は中宮寺梵網會請定（中宮寺梵網會等文書のうち）である。この請定は五か年分の請定で、弘安七年（一二八四）分には信如の名がみえる。梵網會とは『梵網經』を講読して供養する法会のことと、このうち最も早い弘安四年（一二八二）は本像の造像年代とされる文永六年より十二年後のことだが、先の『靈鷲山院年中行事』と併せ考えると、本像の造像当時においても中宮寺で『梵網經』による法会等が行われていたと想定される。

このように、中宮寺では『梵網經』が重要な經典とされていた。ではなぜその『梵網經』すなわち戒律の根本經典が中宮寺で重んじられていたのであ

ろうか。この問題を考える上で、信如へ授戒した覚盛の中興になる唐招提寺の律学の存在は看過できない。

### 三、鎌倉時代における唐招提寺律

(一) 平安時代後期から鎌倉時代前期における南都の戒律復興

周知の如く、日本の正式な戒律は奈良時代に鑑真が唐より来日したことに始まる。その鑑真が創建した唐招提寺は、東大寺戒壇院とともに南都の戒律の中心となっていた。ところが平安時代の保安年間(一一二〇～一二三三)の頃には寺勢が衰退し、十三世紀に至る前には既に唐招提寺の律学の伝統は一度途絶えたとい<sup>(62)</sup>う。

その後、退廃していた唐招提寺律を再興する動きが平安時代末期から鎌倉時代にみられる。当該時期の戒律復興については既に諸先学によって詳細に検討されており、ここでは先行研究<sup>(63)</sup>に沿って確認しておく。

鎌倉時代の戒律復興を考える上で、その出発点に位置付けられている平安時代の実範(？～一一四四)の存在は看過し得ない。とくに唐招提寺との関係でいえば、『招提千歳伝記』巻上之一「伝律篇」の実範の伝に、「明且招提に至りて、殿宇の荒廢、緇徒の零落を見る。(中略)後また招提に入り、永久四年鳳闕に奏して、伽藍を修理す。盛て律教を説き、斯に於いて律徒来聚し、更に古春に復す。」と記される<sup>(65)</sup>。唐招提寺の荒廢した様子を見た実範は伽藍を修理し、律の教を説くなどして唐招提寺の再興を図り、ついに往時のような姿に復したという。さらに実範の後に蔵俊(一一〇四～一一八〇)や覚憲(一一三二～一二二二)といった興福寺僧が続いて入寺し、そして貞慶の入寺が唐招提寺にとって大きな画期であった。

(二) 唐招提寺律―釈迦念仏と通受

建仁三年(一一二〇三)に唐招提寺において解脱房貞慶が戒律再興を目的として釈迦念仏会を創始したことは先行研究が指摘する通りである。すなわち、『招提千歳伝記』巻下之三「法事篇」に以下の通り記される(返り点等筆者)。

毎年秋九月釈迦念仏会自十九日、結ビ番ヲ修ス不斷念仏、三時大衆会合奏シ樂、修ス法華講舎利講等ヲ也、大和州諸寺諸山各出仕スル也、建仁三年、解脱上人初開メテ此会ニ也、事具如ク年中法事記、

この興福寺系ないし唐招提寺系の釈迦念仏会に着目してみると、貞慶が興福寺内に創建した常喜院で戒律を学んだ覚盛と、その覚盛から授戒した信如の存在が注意される。

まず、覚盛は唐招提寺への入寺前年の寛元元年に故郷である服部郷で釈迦大念仏会を初めて開いたことが『招提千歳伝記』巻下之二「旧事篇」に以下の通り記される(返り点等筆者)。

寛元元癸卯歲、中祖於イテ服寺ニ自リ三月十八日ニ至ル廿五日ニ、初開メテ釈迦念仏会ニ、蓋是服部中祖生産之郷、故於レ此ニ作ス父母之追考ヲ乎、後依相合于招提春釈迦念仏故

延于四月云

さらに『招提千歳伝記』巻中之三「尼女篇」の「正法寺開山信如尼伝」には、信如が開山し長老を務めた正法寺において建長元年(一二四九)に釈迦念仏を始めたことが次のように記される(返り点等筆者)。

嘗<sup>テ</sup>於<sup>テ</sup>和州瀧市郷<sup>ニ</sup>立<sup>テ</sup>正法尼寺<sup>一</sup>、為<sup>ス</sup>開山<sup>一</sup>也、建長元年三月晦日<sup>ニ</sup>結界<sup>ス</sup>、  
於<sup>レ</sup>茲<sup>ニ</sup>大尼及沙弥尼聚<sup>ニ</sup>其輪下<sup>一</sup>、恒數十輩、仏殿、鐘樓藏庫、坊室、紛<sup>スルガ</sup>  
如<sup>ク</sup>而為<sup>ス</sup>一方精藍<sup>一</sup>也、自<sup>リ</sup>其四月二日<sup>ニ</sup>開<sup>ク</sup>於<sup>テ</sup>釈迦大仏会<sup>一</sup>也、昌度<sup>レ</sup>人弘<sup>レ</sup>  
律焉、

これらのことから、赤田光男氏は貞慶によって始められた唐招提寺の釈迦念仏会の伝統は覚盛や信如に継承されて発展していったと指摘している。<sup>(69)</sup>ちなみに、貞慶が創始した念仏会では七日間であったものを覚盛は八日間にしたという。<sup>(70)</sup>信如が穴穂部間人皇女の忌日を知るとを願い、中宮寺の塔で釈迦念仏を八日間唱えたのも、このように覚盛による八日間の釈迦念仏会の形式を踏襲したものとみなされる。

次に、先に検討した梵網経と唐招提寺との関係を考えてみると、中世の戒律復興の特徴である通受を主張した覚盛の存在はやはり大きい。当時の戒律復興の中心となっていた寺院は周知の如く主に西大寺と唐招提寺だが、凝然著『通受比丘懺悔両寺不同記』は両寺の通受の方法に関する相違を伝えている。菴輪顕量氏は、叡尊の通受の方軌が『瑜伽論』の四重四十三輕戒を主に用いた形式で、それが西大寺門侶のなかに継承されたと指摘した。一方で、唐招提寺の覚盛の通受の形式は『梵網経』の十重四十八輕戒を用いる形式であった<sup>(71)</sup>としている。唐招提寺の形式は覚盛没後に『梵網経』から『瑜伽論』へと変化しているものの、<sup>(72)</sup>信如が覚盛から受戒したころには『梵網経』を典拠としていたと考えられる。すなわち、覚盛没後であっても彼が在世中に重視していた『梵網経』を、信如ひいては中宮寺において引き続き重要なものと捉えていたと考えられるだろう。

それでは、本像の納入品に『梵網経』すなわち戒律の根本經典が含まれる

ことが、本像の図像表現にどのように関連しているか次に検討していきたい。

#### 四、図像表現の検討

(一) 立像の五髻文殊に関する先行研究

本像は五つの髻を結い上げる五髻文殊で、これは胎藏界曼荼羅の所説に基づくとされる。しかし儀軌に説かれる姿はいずれも坐像で、本像のように立像である点は儀軌に説かれておらず、この点に本像の図像の特徴を求め得ると思われる。まずは本像の図像に関する先行研究と、類似作例の研究動向を整理しておく。

本像に関する先行研究では、佐伯英里子氏が神奈川・光明寺本当麻曼荼羅縁起絵巻についての論考<sup>(73)</sup>のなかで述べている。佐伯氏は阿弥陀聖衆来迎の場に登場する諸菩薩のうち文殊菩薩(挿図15)が立像の五髻文殊であることに着目した。これは光明寺本が女性による発願の可能性が、本像が信如という尼僧の発願とされるという共通項を見出し、この立像の五髻文殊の形式は女性の発願に関連するものと指摘した。たしかに、本像は中宮寺という尼寺周辺で造像されたためその可能性も考えられる。ただし、来迎する阿弥陀に諸菩薩が付き従うのは源信(九四二―一〇一七)撰『往生要集』(寛和元年(九八五)成立)を典拠とするものである。十三世紀以降、京都・光明寺本四十九化仏阿弥陀聖衆来迎図のように来迎の諸菩薩が立像であらわされる作例がみられることから、山本興二氏が指摘する<sup>(74)</sup>ように、神奈川・光明寺本も『往生要集』を典拠とした七菩薩が立像にあらわされたとみなすこともできよう。

次に、立像の五髻文殊の彫刻作例の研究動向をみてみよう。

東京国立博物館蔵文殊菩薩立像(以下、東博像)(挿図16)は、銘記や納入

品の類は有さないものの、鎌倉時代の造像と考えられる優品である。山本勉氏は東博像が、善円作の奈良国立博物館蔵十一面観音菩薩立像及びアメリカ・アジアソサエティー蔵地藏菩薩立像と髮際高がほぼ一致し、作風も酷似する上、両像の銘文中に春日権現の加護を願う文言が記されることから、東博像が春日大社の本地仏五軀のうちの一軀である可能性を指摘している<sup>(75)</sup>。春日大社には一宮、二宮、三宮、四宮、若宮の五所が鎮座しており、それぞれの本地仏は時代によって尊格が異なるものの、東博像の造像当時、文殊は若宮の本地仏に当てられていた。

また、神奈川・阿弥陀寺に伝来した文殊菩薩立像(挿図17)は近年改めて注目された鎌倉時代初期とみられる作例である。山口隆介氏は阿弥陀寺近隣の箱根神社の縁起を記した『箱根山縁起并序』(建久二年(一一九一)成立)に箱根三所権現を法体・文殊、俗体・弥勒、女体・観音と説く記述を取り上げ、阿弥陀寺像が箱根三所権現の本地仏の一軀として造像された可能性を指摘した<sup>(76)</sup>。さらに箱根山別当・行実の命でこの『箱根山縁起并序』を記した信救が興福寺僧であることに着目し、立像の五髻文殊という南都で流布した図像が信救を介して地理的に離れた東国にもたらされたと想定している。

挿図15 当麻曼荼羅縁起絵巻 部分 神奈川 光明寺蔵

以上をまとめると、鎌倉時代の作例である東博像及び阿弥陀寺像にみる立像の五髻文殊という形式は、南都においては神の本地仏の姿として認識されていたと考えられる。そのようにみると、南都すなわち現在の奈良の地に所在する中宮寺で造像された本像の図像選択にあたって、この図像表現がまったく関係しなかったとは考え難く、その可能性を検討する必要があるだろう<sup>(77)</sup>。そこで本像の発願者とされる信如周辺の神祇信仰を検討したところ、戒律を中心とした活動のなかに春日大社への信仰を認め得ることができると

#### (二) 戒律と春日権現

戒律と春日権現との関係については船田淳一氏の論考<sup>(78)</sup>があり、ここでは船田氏が指摘した事例を二つ挙げておく。

まず、『感身学正記』寛元元年七月二十二日条<sup>(79)</sup>の以下の出来事を掲げる(返り点等筆者)。

挿図16 文殊菩薩立像 東京国立博物館蔵

八幡多聞童子入<sup>ル</sup>西大寺<sup>ニ</sup>、帰寺<sup>シ</sup>後、於<sup>テ</sup>塔<sup>ノ</sup>成<sup>ル</sup>亥<sup>ノ</sup>庭<sup>ニ</sup>如法剃髮<sup>ス</sup>、名慈濟 賢明房一人、  
 女房<sup>アリ</sup>為<sup>シ</sup>菩提山<sup>ニ</sup>阿弥陀<sup>ノ</sup>弟子<sup>ト</sup>、学<sup>ビ</sup>自<sup>リ</sup>奈良<sup>ニ</sup>来<sup>リ</sup>、拜<sup>シ</sup>見作法<sup>ヲ</sup>、随喜<sup>ス</sup>尤深<sup>ク</sup>、問<sup>フ</sup>貞俊<sup>ト</sup>  
道性房本 隆賢房曰<sup>ク</sup>、如此<sup>キ</sup>興法<sup>ノ</sup>自<sup>リ</sup>何<sup>レ</sup>比<sup>シ</sup>始<sup>メ</sup>、答<sup>ヘ</sup>曰<sup>ク</sup>、嘉禎閉門<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>、彼時<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>  
スルコト感<sup>ズ</sup>夢相<sup>ヲ</sup>、春日山<sup>ノ</sup>虚空<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>俗女房僧<sup>ト</sup>四五人、打<sup>チ</sup>笏拍子<sup>ヲ</sup>、歌<sup>フ</sup>神楽<sup>ヲ</sup>、其<sup>レ</sup>  
 中僧捨<sup>テ</sup>笏拍子<sup>ヲ</sup>、興法利生<sup>ノ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>リ</sup>御沙汰<sup>ニ</sup>、有<sup>リ</sup>興談義<sup>ニ</sup>、見<sup>テ</sup>興福寺大  
 訴<sup>ト</sup>、可<sup>レ</sup>成<sup>ル</sup>悦合<sup>ニ</sup>之<sup>レ</sup>處、諸事失<sup>ヘリ</sup>三面<sup>目</sup>、不審<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>處、今思<sup>フ</sup>合<sup>ニ</sup>此事<sup>ニ</sup>歟  
云、

内容を要約すると、西大寺において慈濟賢明房の如法の剃髪を見た受戒前の信如がその様子に感嘆し、近くにいた人物にかつて自身が見た夢を語った。その内容は、春日山の上空で在俗の女性と僧四、五人が笏拍子を打ち神楽を歌っていたが、そのなかのある僧が笏拍子を捨てて、仏法が興隆すると行って談義をした。今思えばそのとき見た夢はこのことであつたのか、というものである。これは信如が戒律に帰依するきっかけとなつた出来事で、そのときに春日の夢告が大きく関わつていたことが分かる。

挿図 17 文殊菩薩立像 神奈川 阿弥陀寺蔵

次に二つ目の事例である。上記の出来事の後、信如は唐招提寺の覚盛に受戒の希望を申し出る。覚盛は一旦それを断るが、日本国に尼法の機が熟したとの夢告を受けて、ついに信如に戒を授けた。さらにこの如法の比丘尼教団が再建された夜にある者が見た夢について、『聖誉鈔』下に以下の通り記される(返り点等筆者)。

サレハ日本国<sup>ニ</sup>尼法<sup>ノ</sup>興行<sup>ノ</sup>時<sup>レ</sup>到<sup>リ</sup>トテ、十六羅漢<sup>ノ</sup>帝釈宮<sup>ニ</sup>參<sup>リ</sup>、御加護<sup>ノ</sup>可<sup>レ</sup>在<sup>リ</sup>由<sup>ニ</sup>仰<sup>セ</sup>ラルト、夢見<sup>ル</sup>者<sup>アリ</sup>、又春日山<sup>ヨリ</sup>金橋<sup>ヲ</sup>招提西大渡<sup>ニ</sup>、大明神<sup>ノ</sup>諸神<sup>ヲ</sup>具足<sup>シテ</sup>、御影向<sup>アリ</sup>テ、戒法<sup>ヲ</sup>守<sup>リ</sup>玉ト云、夢ヲ見<sup>ル</sup>者<sup>アリ</sup>、真不思議<sup>ノ</sup>靈瑞<sup>ノ</sup>共多ク侍<sup>ケリ</sup>、

夢の内容は、春日山より金の橋を唐招提寺と西大寺に渡して大明神を招き戒法を守る、というものであつた。信如が受戒を果たすことができた背景には、このように春日権現の存在があつたことが確認できる。<sup>(81)</sup>すなわち、船田氏が指摘するように、当時の戒律再興の動きのなかで春日権現は戒律を護持する存在であつたとみなしてよいと思われる。

ところで、以上の二事例ともに信如が関係していることは興味深い。すなわち、信如自身にも春日権現への信仰があつたのではないだろうか。次にその可能性を検討していきたい。

### (三) 信如と春日信仰

先に、春日大社と一体であつた興福寺の僧たちと信如との関係を整理したが、改めて春日信仰の視点からみておく。

信如の師・信円が中興した正暦寺に関して、尊胤撰『菩提山正暦寺原記』(応

永十六年（一四〇九）成立）に、「信円大僧正は天兒屋根尊より第四十代の裔孫として依りて、正暦寺中興の後、南都春日社へ菩提山住侶、交々に百日参籠し、読経し、法施し奉ること年々歳々なり。退転すること無く恒例と為す。今尚然り。」とあり、<sup>(82)</sup>正暦寺の僧侶たちは春日社に百日間参籠して読経することが慣例となっていた。この「住侶」のなかに女人である信如が含まれていたかは不明だが、<sup>(83)</sup>このような環境にいたことは、信如にとって春日大社や春日権現への信仰があったと想像される。

また、信如の父・璋円は宮内庁三の丸尚蔵館本春日権現験記絵（延慶二年（一一三〇九））に、たとえ罪人であっても春日野の地獄から、春日三宮の本地仏の地藏菩薩に救済されるとする話を述べており、<sup>(84)</sup>ここにも春日信仰の一端が窺える。

さらに信如へ授戒した覚盛について考えると、先に言及したように、貞慶、覚盛、信如と受け継がれてきた釈迦念仏の伝統は見過ごせない。貞慶作「唐招提寺釈迦念仏願文」に所収される、貞慶弟子による諷誦文（建長六年（一一五四）成立）に、春日権現の威光を願うことが以下の通り記される（返り点等筆者）。

仰願 釈迦如来遺身舍利、忽放光照各々懇志、重乞法華経中一切三  
宝、垂哀愍助面々之所願、兼者以功德上分奉添春日五所之威  
光、忝令納受匪石之志、

もとより、貞慶は『春日権現講式』を作成するなど、鎌倉時代において春日信仰を興隆せしめた高僧であることは、多くの先行研究で指摘される通りである。ここに挙げた諷誦文の成立は貞慶没後だが、弟子が作成しているこ

とからまったく貞慶に由縁なきことではないだろう。そのようにみると、唐招提寺において貞慶が創始した春日信仰を内包する釈迦念仏を、覚盛そして信如が継承していったと考えられる。

ところで、先に取り上げた東博像は春日本地仏の五軀のうちの一軀であると指摘されていることを述べた。<sup>(85)</sup>一方で、本像については一具であったとされる他作例の存在は知られず、また類例少ない紙製の仏像であることも相俟って、おそらく当初より単独像として造像されたものとみられる。すなわち信如には春日五所のなかでもとくに若宮への篤い信仰があったものと想定される。実際、無住撰『雑談集』（嘉元三年（一一三〇五）成立）第十卷「神明慈悲ノ事」では、信如が無住に若宮について語った話が以下の通り収載されている。<sup>(87)</sup>

先年法隆寺ニ、参籠ノ次ニ、上宮聖霊ノ、御建立ノ、中宮寺へ参ジテ侍シニ、彼ノ寺ノ長老上人、信如比丘尼、如法学生ニテ貴キ僧ニテ侍シ。

挿図 18 不空羼索法次第（文殊菩薩立像納入品のうち）部分 奈良 中宮寺

物語リニ「春日ノ若宮へ參ジテ、念誦スレバ、白拍子舞人々、ヒサメキ、  
雜人狼藉ニテ、「アラムツカシヤ。心シヅカニ、念誦法施、シタキニ」ト、  
心中ニ思ホドニ、白拍子ヲ聞ケバ、アハレナル事ドモニテ侍シマ、ニ、  
「ヨシク聞」ト思テ念誦ヲセズ侍シ。鼓白拍子ト申シ。

以上のように、本像の発願者とされる信如には、春日権現の夢告や春日信仰を有する興福寺僧との関係など、春日信仰を有するに十分な環境にあったといえる。とくに若宮への篤い信仰が窺われ、このことは春日若宮の本地仏として認識されていた立像の五髻文殊の姿が本像の圖像表現に選択されたことと考える。

ちなみに、本像の納入品のうち、納入品三の不空羅索法次第には次の廻向文（挿図18）が含まれる。

挿図19 経卷等断片（文殊菩薩立像納入品のうち）  
部分 奈良 中宮寺

廻向

所修功德 廻向三□□天一切加祇

廻向春日権現 廻向貴賤靈等

廻向七世四恩 廻施法界 廻向

無上大菩提

このうち「廻向春日権現」の文言から、本次第は春日権現の加護を祈る要素を含む史料と認められる。さらに納入品九の経卷等断片<sup>(88)</sup>三点のうち一点（挿図19）は、現状残る文字を照合したところ、貞慶作『弥勒講式』であることが確認できた。これらの納入品は本像の本願であるとはいえないものの、本像の造像にあたり、春日権現に祈る次第や興福寺僧・貞慶の著作を入手できる環境であったことは、本像が若宮の本地仏の姿をとることにつながるものと考えられる。

### むすびにかえて

それでは本論で明らかにしてきたことを以下にまとめる。

本像の納入品のうち、「中宮寺本経也」の墨書がある本断簡はこれまで『大般若経』の断簡とされてきたものの、本論で改めて文言を照合したところ、『梵網経』の断簡であることを明らかにした。さらに類本である大東急本との比較を試みたところ、本断簡と同一の版本から摺り写された指摘し、さらに大東急本の奥書から太子由縁の『梵網経』を底本とした可能性を示し、太子創建として伝えられる中宮寺にとって重要な版本であったと述べた。そして戒律の根本經典である『梵網経』は当時、中宮寺やその周辺において重視されていたことを指摘した。

また図像表現の検討においては、儀軌に説かれない立像の五髻文殊という姿に着目し、この図像が南都において神の本地仏としての姿との先行研究を踏まえて検討したところ、春日大社の若宮の本地仏の姿を採用した可能性を提示した。当時、春日権現が戒律護持の神と考えられていたことを背景に、本像の発願者とされる信如の周辺の人物は春日信仰を有していたことを確認した上で、信如自身にも春日信仰や若宮に対する信仰を有していることを認め得た。すなわち、戒律の根本經典である『梵網經』を中宮寺の本經としていたことと相俟って、本像が戒律護持の神である春日若宮の本地仏としての姿を採用しているとの見解を提示した。

ところで、鎌倉時代の南都の戒律復興における文殊信仰を考えると、これまで文献史料や彫刻及び絵画作例に恵まれる西大寺流の律学を対象とした研究の蓄積は数多い<sup>(89)</sup>。しかし当時の南都の戒律については、一方で唐招提寺律も重要な存在であったことは注意しなければならない。唐招提寺は奈良時代にあっては鑑真が伝えた戒律の中心として興隆し、平安時代に一時途絶えたものの、鎌倉時代には実範、貞慶、覚盛といった興福寺僧が入寺し再興を図った。とくに興福寺は春日大社と一体の関係であり、唐招提寺律にも春日信仰が内包される可能性については先述した通りである<sup>(90)</sup>。西大寺律と唐招提寺律の人的及び教学的な交流は当然ながら密であったことだろう。ただし、先に触れたように当時から通受の方法に相違が指摘されているように、両寺は相互に関連しながらもやはり異なる指向性を有する教団であったと認識しなければならない。そのようなときに、本像は春日信仰を内包する戒律をより色濃く受け継ぐ唐招提寺律の作例として重要な存在と考えられる。

註

- (1) 中宮寺の創建を、『法隆寺伽藍縁起並流記資財帳』は皇后在世中に精舎を改めたとし、『聖徳太子伝暦』は皇后没後に寺にしたとしている。奈良県史編集委員会編『奈良県史』六 寺院、名著出版、一九九一年。
- (2) 大橋一章「中宮寺考」同『天寿国繡帳の研究』吉川弘文館、一九九五年。
- (3) 西川杏太郎「中宮寺の歴史」『大和古寺大観』一 法起寺 法輪寺 中宮寺、岩波書店、一九七七年（のち同書所収の同「菩薩半跏像（本堂所在）」とあわせて「中宮寺の歴史と菩薩半跏像」と題し、西川杏太郎『日本彫刻史論叢』中央公論美術出版、二〇〇〇年に収録）。
- (4) 本像の先行研究については次の通り。  
菅原安男「中宮寺の紙製文殊」『画説』四〇、一九四〇年。  
石田茂作「文殊菩薩紙張像」同『仏教考古学論攷』二 仏像編、思文閣出版、一九七七年。  
佐藤昭夫「文殊菩薩立像」『大和古寺大観』一 法起寺 法輪寺 中宮寺、岩波書店、一九七七年。  
佐藤昭夫「紙製仏像について——中宮寺蔵文殊菩薩像を中心に——」『仏教芸術』二二五、一九七九年。
- (5) 浅見龍介「文殊菩薩像（中宮寺）」『日本彫刻史基礎資料集』鎌倉時代造像銘記篇 一一、中央公論美術出版、二〇一五年。
- (6) 中野猛編『略縁起集成』四、勉誠社、一九九八年、三二頁。
- (7) 本像の作品概要については、註4の佐藤昭夫一九七七前掲解説及び浅見龍介前掲解説に準拠した上で、実査による所見を加えた。実査は、本像が寄託されている東京国立博物館において、平成二十九年九月二十九日に東京文化財研究所文化財情報資料部長・津田徹英氏（所属は当時）とともに行った。
- (8) 松浦正昭「章解説」『紙の文殊と鎌倉再興』奈良国立博物館編『国宝 中宮寺菩薩像』奈良国立博物館、二〇〇〇年。
- (9) 法華寺横笛坐像の存在は津田徹英氏のご指示による。
- (10) 註4の菅原安男前掲論文。
- (11) 註4の佐藤昭夫一九七七前掲解説。
- (12) 久野健氏は昭和二十六年（一九五二）度に国立博物館（現在の東京国立博物館）に寄託されていた彫刻作例のうち十四件にX線撮影の調査を行ったといい、そのなかに本像も含まれていた。しかし、「中宮寺の五髻文殊像は、紙型の像として実験したまでである。」と触れるに留まり具体的な調査結果は管見の限り報告されていない。久野健「Xレイによる彫刻の調査——光学的方法による古美術品の研究——」『美

術研究』一六三、一九五一年、二八頁。

(12) 註4の菅原安男前掲論文。

(13) 註4の佐藤昭夫一九七七前掲解説。

(14) 註3の西川杏太郎前掲論文。

(15) 『天和古寺大観』五 秋篠寺 法華寺 海龍王寺 不退寺、岩波書店、一九七八年、一四三頁上。

(16) 『大日本仏教全書』一一二、四八一頁上。

(17) 松尾剛次「尼への授戒―法華寺尼戒壇の成立―」同『勸進と破戒の中世史―中世仏教の実相―』吉川弘文館、一九九五年。

(18) 『大日本仏教全書』一〇五、三八九頁上。

(19) 平松令三編『真宗史料集成』四 専修寺・諸派、同朋舎出版、一九八二年、五五三頁上。

(20) 田中稔「靈鷲山院年中行事」『大和古寺大観』一 法起寺 法輪寺 中宮寺、岩波書店、一九七七年。

ちなみに、細川涼一氏は、中宮寺や法華寺といった尼寺の仏事を中心が忘者忌日の供養仏事であったと指摘している。細川涼一「鎌倉時代の尼と尼寺―中宮寺・法華寺・道明寺―」同『中世の律宗寺院と民衆』吉川弘文館、一九八七年。

(21) 永井義憲「聖徳太子に帰依した信如尼とその周辺(一)―天寿国繡帳発見者のこと―」「四天王寺」二六〇、一九六二年、同「聖徳太子に帰依した信如尼とその周辺(二)―天寿国繡帳発見者のこと―」「四天王寺」二六二、一九六二年(のち両論文をあわせて「信如尼とその周辺」と題し、同『日本仏教文学研究』二、豊島書房、一九六七年に収録)。

(22) 『大日本仏教全書』一一二、四七八頁上。

(23) 山本信吉「瑜伽師地論 卷第三十二・第七十六」『大和古寺大観』一 法起寺 法輪寺 中宮寺、岩波書店、一九七七年。

(24) 『大日本仏教全書』一一二、四七九頁上。

(25) 『大日本仏教全書』一一二、四八一頁上。

(26) このとき慶政とともに願主であった「藤原氏女法名尼真如」(『統群書類従』四、八〇八頁上) という人物が、件の信如にあたる可能性が指摘されている。近本謙介「南都復興の継承と展開―慶政の勸進をめぐる二つの霊託―」『文学』一一一一、二〇一〇年。

(27) 平岡定海「興福寺の法隆寺への進出」同『日本寺院史の研究』中世・近世編、吉川弘文館、一九八八年。

中宮寺文殊菩薩立像について

(28) 奈良国立文化財研究所監修『奈良国立文化財研究所史料』二、西大寺観尊伝記集成、大谷出版社、一九五六年、一八頁。

(29) 信円の行実については次に詳しい。安田次郎「中世興福寺と菩提山僧正信円」大隅和雄編『中世の仏教と社会』吉川弘文館、二〇〇〇年(のち「中世興福寺と信円」と改題し、安田次郎『中世の興福寺と大和』山川出版社、二〇〇一年に収録)。

(30) 大原弘信・大原真弓「正暦寺一千年の歴史」『正暦寺一千年の歴史』正暦寺、一九九二年。

(31) 大原真弓「菩提山本願信円の夢」『史窓』五八、二〇〇一年。

(32) 『大日本仏教全書』一〇五、三三二頁下。

(33) 山本信吉「覚盛願経」奈良六六寺大観刊行会編『奈良六六寺大観』補訂版 一三 唐招提寺 二、岩波書店、二〇〇一年。

(34) 註4の佐藤昭夫一九七七前掲解説及び浅見龍介前掲解説では、第二紙の横の法量を二六・二cmとしているが、これは直前に記された縦の法量を誤植したものとと思われる。本稿では実査で計測した四八・二cmを用いることとした。

(35) 当代の「本経」の用法について一例を挙げておくこと以下の通りである。印度・中国・日本へと続く浄土教の弘通を明らかにした凝然撰「浄土法門源流章」では、「浄土所依本経」(『大正新脩大藏経』84―192c) という項目名を掲げたのち、続いて両卷無量寿経・観無量寿経・阿弥陀経の各経の説明を記している。このことから、「本経」が意味するところは所依となる経典を指すことと考えられる。

(36) ただし、本像の納入品を初めて紹介した註4の菅原安男前掲論文では本断簡についての記載がない点には注意しなければならない。その後、本断簡については註4の佐藤昭夫一九七七前掲解説で初めて紹介された。さらに佐藤氏は一般向けの書籍のなかで「菅原氏の発表した修理記及び同氏からの問書とによって」と前置きした上で、本像の昭和修理時に判明した納入品の旧安置状況を解説している(佐藤昭夫「佛像こだけの話」玉川大学出版部、一九八一年)。当該書籍でも本断簡については言及していないものの、納入品の旧安置状況を修理に携わった菅原氏から聞き書きしていることから本断簡はやはり当初からの納入品であったとみられる。本断簡には書名等が付されていないことから、菅原氏は個別に言及せず他の紙製断片類と同様のものと捉えていたと想定するに留めたい。

(37) 『大正新脩大藏経』5―7・No.二二〇。

(38) 笠井哲「解説」『梵網経(ほんもうきょう)』鎌田茂雄ほか編『大藏経全解説大事典』雄山閣出版、一九九八年。「梵網経」の研究史については船山徹氏の研究に詳しい。船山徹「梵網経」の概略」同『東アジア仏教の生活規則 梵網経 最古の形と発

- 展の歴史」臨川書店、二〇一七年。
- (39) 堀池春峰「正倉院御物・梵網経と十八種物」『日本歴史』二四七、一九六八年(のち同『南都仏教史の研究』上 東大寺篇、法蔵館、一九八二年に収録)。石田瑞麿『梵網経』大蔵出版、一九七一年。同『日本仏教思想史研究』一 戒律の研究 上、法蔵館、一九八六年。
- (40) 望月信亨「疑似経と偽妄経―仁王経、梵網経、瓔珞経」『仏書研究』三二、一九一七年。
- (41) 船山徹「はじめに」同『東アジア仏教の生活規則 梵網経 最古の形と発展の歴史』臨川書店、二〇一七年
- (42) 各本の基礎情報については、それぞれ次を参考にした。  
大東急記念文庫本 川瀬一馬「作品解説」『25梵網経』同『大東急記念文庫貴重書解題』大東急記念文庫、一九五六年。  
大英図書館本 No.117 BONMO-KYO BOSATSU SHINJI-BON, maki jo. Kenneth B. Gardner ed. *Descriptive catalogue of Japanese books in the British Library printed before 1700*. London: the British Library and Nara: Tenri central library, Tenri university, 1993.  
ニューヨーク市立図書館ペンサーコレクション本 「264梵網経」反町茂雄編纂「スペンサー コレクション蔵 日本絵入本及絵本目録 増訂再版」弘文荘、一九七八年。
- (43) 国立国会図書館本 「国立国会図書館デジタルコレクション」〈<http://dlndi.go.jp/infondjip/pid/2540631>〉平成三十年九月三十日閲覧。  
ほかに、出版年が不明ではあるが、神奈川県立金沢文庫に鎌倉時代とされる折本帖の下巻が所蔵される。高橋秀栄(作品解説)「46 梵網経 巻下」神奈川県立金沢文庫編『写経と摺経』神奈川県立金沢文庫、一九九五年。また、唐招提寺蔵『梵網経』巻下も刊記はないが大東急記念文庫本の巻上との書風の類似及び同版の可能性が指摘されている。(作品解説)「一九一 梵網経巻下」『唐招提寺古経選』中央公論美術出版、一九七五年。
- (44) 実査は平成二十九年九月十三日及び十月十一日に、津田徹英氏とともにいった。
- (45) 時代の相違については実査時の所見に基づき判断したが、既に川瀬一馬氏が言及している。註42の川瀬一馬前掲解説。
- (46) 法隆寺には現在、蓋表に「西室夏前講」「箱」、蓋裏に「法隆寺西室夏前講本尊箱 永享十二年庚申正月廿日 沙汰人 良舜大法師 継重大法師」と記された漆塗箱が所蔵されている。法隆寺昭和資財帳編集委員会編『法隆寺の至宝―昭和資財帳―』一四、小学館、一九九八年に掲載される絵画等収納箱68。
- (47) 久原文庫の変遷については、長谷川強「大東急記念文庫の今日まで」同監修『典籍逍遙―大東急記念文庫の名品―』大東急記念文庫、二〇〇七年を参考にした。
- (48) 調査時に実見したところ、現在、大東急本を納める箱にも「古梓堂文庫」のラベルが貼られていることを確認し得た。
- (49) 註38の船山徹前掲論文。
- (50) 両本の大きな違いとして紙の材質が挙げられる。すなわち本断簡が楮紙である一方、大東急本は斐紙である。また本断簡の文字には全体的に墨のかすれが認められ、これは度重なる摺り写しにより生じた版木の摩耗かと想定され、既に当初からのかすれとみられる。大東急本が承久二年の刊記を有するのに対し、本断簡が文永六年の年紀を持つ本像の納入品であったことを思えば、本断簡の摺り写しは大東急本より後代に行われた可能性も考えられる。
- (51) 大屋徳城『寧楽刊経史』内外出版、一九二三年(のち同『大屋徳城著作選集』八 寧楽刊経史、国書刊行会、一九八七年として覆刻)。反町茂雄「古版木、その歴史的背景」同『日本の古典籍 その面白さ その尊さ』八木書店、一九八四年。中根勝「鎌倉、南北朝の開版事業と五山版」同『日本印刷技術史』八木書店、一九九九年。牧野和夫「鎌倉前中期の寺院における出版―その背景と通蔵過程の一、二の事実」『アジア遊学』一七四、二〇一四年。
- (52) 河原万吉「春日版とは何か」同『古書叢話』啓文社、一九三六年。大屋徳城「春日板彫造致」同『影印寛治版 成唯識論』附篇、便利堂、一九四〇年(のち同『大屋徳城著作選集』九 仏教古板経の研究、国書刊行会、一九八八年に収録)。
- (53) 註52の大屋徳城前掲論文。
- (54) 木宮泰彦「鎌倉時代(和様版隆盛期)」同『日本古印刷文化史』富山房、一九三三年(のち第三版(一九七五年刊)を原本として、同『日本古印刷文化史 新装版』吉川弘文館、二〇一六年として復刊、八八頁)。
- (55) 藤田経世編『校刊美術史料』寺院篇 上、一九七二年、六二頁。
- (56) 高田良信「法隆寺の古文書」同『日本の古寺美術』一 法隆寺I、保育社、一九八七年。
- (57) 藤原猶雪編『聖徳太子全集』三、龍吟社創立事務所、一九四四年(のち同編著『聖徳太子伝』上、臨川書店、一九七七年として複製版発行、一五五―一六〇頁)
- (58) 『続群書類従』四下、八一五頁下―八一七頁上。
- (59) 註27の平岡定海前掲論文。
- (60) 大屋徳城編『聖徳太子講式集』法隆寺、一九二二年、七六頁。
- (61) 田中稔「中宮寺文書」『天和古寺大観』一 法起寺 法輪寺 中宮寺、岩波書店、一九七七年。



拙稿「鎌倉時代の文殊菩薩像の展開と信仰に関する研究」『鹿島美術研究』年報別冊三五、二〇一八年。

〔図版・挿図出典〕

図版一、二(a)、挿図1、2、4、10、14、16、18、19、表1中の挿図、表2中の挿図

(中宮寺本分) 東京国立博物館提供

図版二(b)、挿図11、13、表2中の挿図(大東急記念文庫本分) 大東急記念文庫提供

挿図3 『大和古寺大観』一 法起寺 法輪寺 中宮寺、岩波書店、一九七七年

挿図15 小松茂美編『当麻曼荼羅縁起』稚児観音縁起(日本絵巻大成二四)中央公論社、

一九七九年

挿図17 奈良国立博物館提供(撮影 佐々木香輔)

〔附記〕

本稿は二〇一八年二月二十七日に東京文化財研究所文化財情報資料部研究会(於東京文化財研究所)にて行った口頭発表「中宮寺文殊菩薩立像に関する一考察」の内容に、加筆修正を施したものです。中宮寺文殊菩薩立像の尊像調査にあたっては、中宮寺様より御高配を賜り、さらに同像の寄託先である東京国立博物館において、同館主任研究員・皿井舞氏及び同館研究員・西木政統氏に御配慮をいただきました。また、大東急記念文庫本梵網經の典籍調査にあたっては、大東急記念文庫学芸課長・村木敬子様より御高配を賜りました。そして、青山学院大学教授・津田徹英氏には両調査に御協力いただきとともに、本稿執筆にあたり御鞭撻を賜りました。さらに、公益財団法人美術院国宝修理所理事長・西川杏太郎先生、群馬県立女子大学教授・塩澤寛樹先生より貴重な御助言を賜りました。末筆ではございますが、ここに記して、深甚の謝意を表する次第であります。

(ますだ まさふみ・文化財情報資料部)

図版要項

一 文殊菩薩立像 全身

紙製 像高五二・二cm

奈良 中宮寺蔵

二(a) 経巻断簡(文殊菩薩立像納入品のうち)

(カラー)

紙本墨摺 卷子装 縦二六・八cm  
東京国立博物館画像提供

同

(b) 梵網經 卷上(二巻のうち) 文中

紙本墨摺 卷子装 縦二六・三cm

東京 大東急記念文庫蔵

大東急記念文庫画像提供

一一二 増田政史「中宮寺文殊菩薩立像について―戒律と春日信仰―」参照

三 バンコク ラーチャボピット寺院本堂中央螺鈿扉 (カラー)

木造黒漆塗 縦約三・八〇m

筆者撮影

三 高田知仁「螺鈿と王権―近世近代タイ裝飾美術の含意―」参照

四 巫堂 朴生光筆 (カラー)

紙本著色 縦一三〇cm、横七〇cm

韓国 国立現代美術館蔵

韓国国立現代美術館画像提供

四 稲葉(藤村)真以「韓国画の変遷―葛藤と模索の軌跡をめぐる―」参照

五 釈迦如来立像 全身 正面 (カラー)

六 同 同 左斜側面 (カラー)

七 同 同 右側面 (カラー)

八(a) 同 頭部 右斜側面 (カラー)

(b) 同 同 正面 (カラー)

(c) 同 同 左側面 (カラー)

九(a) 同 大衣截金(痕跡) 左肘上 外側 (カラー)

(b) 同 同 左袖口 上面 (カラー)

木造 像高一五六・七cm 滋賀 浄厳院蔵

寿福 滋撮影

五一九 津田徹英「滋賀・浄厳院蔵 木造釈迦如来立像―佐々木氏頼(一三

二六―七〇) 発願の旧慈恩寺本尊―」参照

図版はいずれもオフセット印刷